静岡県人事委員会は、人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静岡県人事委員会委員長　　小　川　良　昭

静岡県人事委員会規則１－50

人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の組織に関する規則（静岡県人事委員会規則１－25）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（総務課の所掌事務） **第３条**　総務課の所掌事務は、次のとおりとする。 ⑴　人事委員会議に関すること。 ⑵～⑼　（略） （職及び職務） **第６条**　課に課長を、班に班長を置き、必要と認める課に課長代理、専門監、主幹、班長代理、副班長、主査、主任、副主任又は主事を置く。 ２～９　（略）	（総務課の所掌事務） **第３条**　総務課の所掌事務は、次のとおりとする。 ⑴　人事委員会の会議に関すること。 ⑵～⑼　（略） （職及び職務） **第６条**　事務局に次長を、課に課長を、班に班長を置き、必要と認める課に課長代理、専門監、主幹、班長代理、副班長、主査、主任、副主任又は主事を置く。 ２　次長は、事務局長を補佐する。 ３～10　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。